

【家庭的保育事業等運営における留意事項】

立入検査において指摘が多かった項目や特に注意が必要な項目について、以下のとおり留意事項を掲載いたしますので、今後の施設運営において御留意ください。

指摘が多かった項目

	項目	留意事項
施設運営	非常災害対策	消火及び避難訓練について、机上訓練のみ実施している例が見受けられたため、全職員が実践的な対応能力を養うとともに、子ども自身も災害発生時に取るべき行動や態度を身に付けられるよう、実際の行動を伴う避難訓練を毎月1回以上実施してください（不審者対応訓練とは別に実施してください。）。
	職員の配置	常時2人以上の保育士を配置してください。なお、朝夕等の児童が少数となる時間帯における人員配置については、「保育所等における保育士配置に係る特例について（雇児発0218第2号厚労省雇用均等・児童家庭局長通知）」を参照の上、配置してください。 また、特例を適用する場合は、市幼児保育課へ届出をしてください。（小規模保育事業のみ）
		管理者は、「常時実際にその事業所の運営管理の業務に専従し、かつ給付費からの給与支出がある者とする」とされていますので、勤務形態等には注意してください。（小規模保育事業のみ）
	帳簿整備	家庭的保育者又は管理者の勤務実績の適正な把握の観点から、家庭的保育者又は管理者の出勤簿を整備してください。
		職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿の整備状況が、不備・不足している例が見受けられたため、適正に整備し保管してください。 ※不備・不足が見受けられた例は以下のとおりです。 ・出勤簿 →記載誤りや記載漏れのないように記録してください。 ・職員雇用時の書類（雇用契約書、誓約書、資格証等）や健康診断結果 →書類に不足が見受けられたため、適正に保管してください。 ・保育等に関する記録 →「予防接種状況」・「感染症等の罹患状況」等の記録が入所時の記録のままであったり、最新の情報でないものが見受けられたため、定期的に保護者から報告を受け、適正に記録してください。 ・各書類共通 →記載事項（日付、担当者名等）の記載漏れのないよう作成してください。
		施設で整備している各種マニュアルや緊急連絡先一覧等に記載されている連絡先について、定期的に見直し、必要に応じて修正してください。 ・令和4年度から、市幼児教育課の課名が変更となりましたので、修正をお願いします。 <u>幼児教育課</u> → <u>幼児保育課</u> へ修正
苦情対応	苦情への対応として、苦情解決に社会性や客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するために、第三者委員を複数設置してください。（小規模保育事業のみ） 苦情受付簿、経過記録表、結果表等の様式を整備し、苦情対応について記録してください。	
会計	組織体制	会計責任者と出納職員は、それぞれ別の職員を任命し、内部牽制体制の確立に努めてください。（小規模保育事業のみ）

【家庭的保育事業等運営における留意事項】

	項目	留意事項
処遇	食事の提供	<p>検食については、「異常が感じられた場合に食事提供を中止するなどの措置がとれる時間」を確保した上で実施してください。</p> <p>また、検食日時、検食者、結果（食味、食感、異常の有無等）について、漏れのないよう記録してください（土曜日の給食についても漏れなく記録してください。）。</p>
	健康診断	<p>利用乳幼児の健康診断及び歯科検診について、それぞれ1年に2回以上実施してください。</p>
		<p>職員の雇用時には、労働安全衛生規則に定める健康診断を実施してください。</p> <p>【雇用時の健康診断の省略について】</p> <p>健康診断を受診後3か月を経過しない者を雇用する場合、その健康診断の結果を証明する書面の提出を受け、検査項目に相当する項目を省略することが認められます。</p>
		<p>非正規職員で施設が実施する健康診断の対象者となっていない場合には、個別に受診した結果の写しを提出してもらうなど、健康状態の把握に努めてください。</p>
	保育内容	<p>保育所保育指針に準じて、全体的な計画を作成してください。</p> <p>また、毎年1回以上、全体的な計画を見直し、必要に応じて修正してください。</p>
		<p>一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即した個別的な計画を作成してください。</p>
自己評価	<p>保育士等は、保育の計画や保育の記録を通して、自らの保育実践について自己評価を行ってください。また、自己評価を通して、専門性の向上や保育実践の改善に努めてください。</p>	
	<p>保育事業所は、保育の質の向上を図るため、保育の内容等について、自ら評価を行ってください。また、自己評価結果を公表するよう努めてください。</p>	
連携施設	<p>連携協力を行う保育所、幼稚園等の連携施設を適切に確保し、利用乳幼児に集団保育を経験させるための機会を設けてください。</p>	

令和5年度施行となった項目

設備及び運営の基準が改正され、以下の項目について、令和5年4月1日から施行されたため、厚生労働省通知等（※）を確認の上、対応してください。

	項目	留意事項
処遇	衛生管理	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉施設等における業務継続計画等について（令和4年12月23日事務連絡）
	安全計画	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における安全計画の策定に関する留意事項等について（令和4年12月15日事務連絡）
	バス運行	<ul style="list-style-type: none"> ・バス送迎に当たっての安全管理の徹底に関する緊急対策「こどものバス送迎・安全徹底プラン」について（令和4年10月12日事務連絡） ・児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令について（令和4年12月28日子ども家庭局長通知） ・安全管理マニュアルの適切な運用に向けた研修動画の公開について（令和5年3月27日事務連絡）

（※）市福祉指導課ホームページに通知データを掲載しておりますので、参照してください。